

農業機械化促進法を廃止する等の法律案新旧対照条文目次

一	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）	（第二条関係）	1
二	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	（附則第五条関係）	5
三	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	（附則第六条関係）	6
四	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）	（附則第七条関係）	7

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（研究機構の目的） 第四条 （略） （削る。）</p> <p>2 研究機構は、前項に規定するもののほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。</p> <p>（副理事長及び理事の職務及び権限等） 第十条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十四条第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。</p>	<p>（研究機構の目的） 第四条 （略）</p> <p>2 研究機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>3 研究機構は、前二項に規定するもののほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。</p> <p>（副理事長及び理事の職務及び権限等） 第十条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十四条第三項に規定する業務及び同条第四項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。</p>

4・5 (略)

(業務の範囲)

第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定、検査並びに講習を行うこと。

二 六 (略)

(削る。)

2| 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 四 (略)

3| 研究機構は、前二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

4| 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

(区分経理)

第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ

4・5 (略)

(業務の範囲)

第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（次項に規定する業務に該当するものを除く。）。

二 六 (略)

2| 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条第一項に規定する業務を行う。

3| 研究機構は、第四条第三項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 四 (略)

4| 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

5| 研究機構は、前各項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

(区分経理)

第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ

れ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条に規定する業務（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二 前条第一項第一号に掲げる業務（農機具及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務

三 (略)

(削る。)

(余裕金の運用の特例)

第十七条 研究機構は、第十五条第二号に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

(協議)

第二十一条 (略)

2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可（第十五条第三号に掲げる業務に係る部分に限る。）をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十二条 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

れ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項から第五項までに規定する業務

(新設)

二 (略)

三 前条第二項に規定する業務

(余裕金の運用の特例)

第十七条 研究機構は、第十五条第三号に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

(協議)

第二十一条 (略)

2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可（第十五条第二号に掲げる業務に係る部分に限る。）をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十二条 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

2 (略)	<p>一 (略)</p> <p>二 第十五条第三号に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣</p> <p>三 第十五条第一号及び第二号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣</p> <p>四 第十五条第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食物品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項については、農林水産大臣</p> <p>五 第十五条第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣</p> <p>六 第十五条第三号に掲げる業務であつて、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣</p> <p>(削る。)</p>
----------	--

2 (略)	<p>一 (略)</p> <p>二 第十五条第二号に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣</p> <p>三 第十五条第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣</p> <p>四 第十五条第二号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食物品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項については、農林水産大臣</p> <p>五 第十五条第二号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣</p> <p>六 第十五条第二号に掲げる業務であつて、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣</p> <p>七 第十五条第三号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣</p>
----------	---

改正案		現行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第二項から第四項まで（業務の範囲）の業務（同法第十五条第二号（区分経理）に掲げる業務に該当するものを除く。）に関する文書	(略)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
(略)		(略)	作成者
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第三項から第五項まで（業務の範囲）の業務に関する文書	(略)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
(略)		(略)	作成者

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>イ、ホ（略）</p> <p>（総合事務局の所掌事務等） 第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第一項第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。） 、同項第五十七号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号、第六十八号、第七十四号から第七十六号まで及び第七十九号から第八十二号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務</p>	<p>2 （略）</p> <p>イ、ホ（略）</p> <p>（総合事務局の所掌事務等） 第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第一項第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。） 、同項第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務</p>

四 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十三（略）</p> <p>二十四〜八十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（農業資材審議会）</p> <p>第七条 農業資材審議会は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）、種苗法（平成十年法律第八十三号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2（略）</p> <p>（地方農政局）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十三（略）</p> <p>二十四 <u>農業機械化の促進に関すること。</u></p> <p>二十五〜八十七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（農業資材審議会）</p> <p>第七条 農業資材審議会は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）、<u>農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）、種苗法（平成十年法律第八十三号）</u>及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2（略）</p> <p>（地方農政局）</p>

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十二号（獣医療に係るものに限る。）、第二十三号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務

二 四（略）

2（略）

（事務所若しくは事業所又はこれらの支所）

第十九条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条第一項第四十五号から第四十七号までに掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

2（略）

（北海道農政事務所）

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十二号（獣医療に係るものに限る。）、第二十三号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第三十五号（助成に係るものに限る。）、第三十六号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二 四（略）

2（略）

（事務所若しくは事業所又はこれらの支所）

第十九条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条第一項第四十六号から第四十八号までに掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

2（略）

（北海道農政事務所）

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務

二〇四（略）

2・3（略）

（所掌事務）

第二十四条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第十号から第十三号まで、第三十三号、第三十四号、第三十九号、第四十八号、第五十五号から第六十六号まで及び第八十三号から第八十六号までに掲げる事務をつかさどる。

（所掌事務）

第三十一条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第十号から第十三号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（漁業信用基金協会の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第三十九号、第四十八号、第六十

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十五号、第二十六号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二〇四（略）

2・3（略）

（所掌事務）

第二十四条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第十号から第十三号まで、第三十四号、第三十五号、第四十号、第四十九号、第五十六号から第六十七号まで及び第八十四号から第八十七号までに掲げる事務をつかさどる。

（所掌事務）

第三十一条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第十号から第十三号まで、第三十四号、第三十五号、第三十六号（漁業信用基金協会の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号、第六十八

七号から第八十三号まで、第八十五号及び第八十六号に掲げる事務をつかさどる。

号から第八十四号まで、第八十六号及び第八十七号に掲げる事務をつかさどる。